

「信託って何？」に一からこたえる！

「一番わかりやすい信託の本」を目指しました！



やさしい信託法

田中和明 監修・著 伊庭潔・後藤出 編著
笹川豪介・杉山苑子・田村直史・
辻内喬之・豊田将之 著

2023年6月刊 A5判 168頁 定価1,980円(本体1,800円) 978-4-8178-4890-1 商品番号:40904 略号:やさ信

- 現役信託銀行員及び弁護士が実務に即して徹底的にわかりやすく解説。
- 信託法と信託の活用方法がこの一冊で理解できる。



イラストを多数収録し、イメージしやすい！



実務に即した事例解説！



対話形式で流れをつかむ！

信託と信託法のアウトラインをつかんで、実務の土台をつくる！

第1章 信託とは

第1節 信託の活用

第五郎「先生、最近信託が伸びてきて、これから先、自分の財産や相続の管理が不安なのですが、何かいい方法はないですか。銀行の預金は、通知金があるけど、なかなか引き出せないと聞くし、貸付しているカードについても、入会者への対応とかでうまくいきません。亀吉君に財産の管理を任せたらどうかな。」

第五郎「任せるとしてもどうしたらいいんですか。本を読んで、「代理」とか「委任」とか、法律の話はらんらんかんかんだし、難子でもできる、何かいい方法があるんですか。」

杉山先生「いろいろな方法が考えられるけど、最近よく聞く「信託」を活用したのがいい。亀吉君のように信頼できる人がいる場合には、「信託」が最適だと思います。」

第2節 信託の構造

第五郎「信託って、もう少し詳しく教えてください。」

杉山先生「信託は、信託法という法律に基づく委託者・受益者・受託者という三者の法律関係です。そして、ある人(委託者)が、信頼できる人(受託者)に、大抵な人(受益者)のために、自分の持っているお金や土地などの財産を託して、受託者は、その財産を自分の名義にした上で、受益者のために、一定の目的に従って、その財産の管理・処分やその目的達成のために必要な行為をするという制度です。」

第3節 信託財産

第五郎「先生、どんなものでも信託できるんですか。私は、自宅や賃貸アパートの敷金、いろいろな貯蓄を持っています。株式、債券とか、趣味で集めている美術品とか、金貨とか、ダイヤモンドとか、私が昔に開業で取得した健康増進の権利とか、友人に貸したお金とか、これらの財産は、信託できるんですか。最近話の登場人物はどですか。」

杉山先生「信託は、財産を管理する制度なので、金銭的な価値のあるものでないためです。お金、不動産、有価証券、貴金属、美術品、債権、特許権等の知的財産は大丈夫です。友人への借付金も、契約書がなければ、債権として信託できません。健康増進(権利)も信託できません。」

第五郎「私が集めた健康増進の権利は信託できるんですか。自分で集めた健康増進の権利は、友人に貸したお金とか、これらの財産は、信託できるんですか。最近話の登場人物はどですか。」

杉山先生「信託は、財産を管理する制度なので、金銭的な価値のあるものでないためです。お金、不動産、有価証券、貴金属、美術品、債権、特許権等の知的財産は大丈夫です。友人への借付金も、契約書がなければ、債権として信託できません。健康増進(権利)も信託できません。」

第五郎「私が集めた健康増進の権利は信託できるんですか。自分で集めた健康増進の権利は、友人に貸したお金とか、これらの財産は、信託できるんですか。最近話の登場人物はどですか。」

杉山先生「信託は、財産を管理する制度なので、金銭的な価値のあるものでないためです。お金、不動産、有価証券、貴金属、美術品、債権、特許権等の知的財産は大丈夫です。友人への借付金も、契約書がなければ、債権として信託できません。健康増進(権利)も信託できません。」

補足解説 3 委託者の権限

「委託者」とは、信託契約、遺言、自己信託のいずれかの方法により、信託を設定する人のことです。そして、委託者は、受益者とともに、一定の権限を持って、受託者を監視・監督する役割を担っています。委託者の権限は、信託行為等の定めにより、拡大することも、縮小することも、場合は問うこと、よく検討

ウシ太さんが受託者として財産を管理

シカ雄さん高齢期 認知症になってもお金を使える

リスさん高齢期 病弱でも安心してお金を使える

父が認知症になっても、 面倒な相続手続きに、 病弱な養母のサポート

私たちにもしものことがあっても安心だね 定期的に金銭がもらえるのは助かります

ご親族・篤志家 みなし贈与 特定障害者

贈与税非課税限度
・特別障害者 6,000万円
・特別障害者以外の特定障害者 3,000万円

委託者 信託銀行等 受益者

①金銭等を預託 TRUST BANK ②障害者非課税 信託申告書の提出 *

③税務署 ④株券 ⑤債券 ⑥著作権 ⑦特許

*受益者がなくなった場合は他の障がい者のために

金銭的な価値のあるものであれば、信託財産とすることができます。なお、人格権や債権を信託財産としての信託を設定することはできません。

